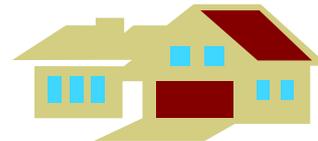


# 令和7年度五泉市住宅リフォーム事業

五泉市では、若い世代の定住促進と経済対策として、自己の居住する住宅のリフォームを行う場合、その工事費の一部を補助します。



## 補助対象要件

1. 五泉市に住民登録を行っていること。
2. 工事する家屋に住む人全員が市税を滞納していないこと。

## 施工業者の条件

市内に本店を有する法人または個人事業者

## 補助額

20万円以上(消費税含む)のリフォーム工事に要する費用の20%(千円未満切り捨て)で、限度額は以下の通りです。

- ①新婚世帯(申請日から5年以内に婚姻した夫婦とその親などの2世代以上が同居している世帯)  
…限度額20万円
- ②子育て世帯(今年度18歳になる子以下の子ども・その親・祖父母などの3世代以上が同居している世帯)  
…限度額20万円
- ③一般世帯(①、②に該当しない世帯)  
…限度額10万円

## 申請受付期間

令和7年4月1日から

※申請金額が補助予定金額に達した時点で締め切ります。

## 対象工事期間

補助金交付決定通知書が届いてから令和8年3月31日までに工事が完了し、実績報告書を提出できるもの。

## 申請方法

リフォーム工事着工前に必要書類を添付して商工観光課に提出してください。

(必要書類:工事前の写真(日付入り)、見積書の写し、工事箇所・内容がわかる図面、自然災害の被害を受けた人は、罹災証明書の写し)

## 注意事項

1. 申請前に着工した工事は補助対象外です。補助金交付決定通知書を交付されてから着工してください。  
なお、やむを得ない理由により補助金交付決定通知書を交付される前に工事に着手数場合は、補助金交付決定前着手届を提出してください。
2. 初めて申請する人のほか、過去にリフォーム事業補助金を交付された人も、交付から5年度以上経過している人は申請できます。(令和7年度は、令和元年度以前に補助を受けた人も申請できます。)
3. 工事を中止する場合は、中止届を提出してください。
4. 自然災害の被害にあい、リフォーム工事をされる方はご相談ください。

## 住宅リフォーム工事補助対象一覧(例)

No.	リフォーム工事内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え(屋根除雪用アンカーの設置含む)、塗装、外壁の補修	○	
2	天井、壁紙、床の張替等の内装工事	○	家庭用火災報知機の機器代も対象
3	台所、風呂、トイレ等の改修工事	△	高齢福祉課・健康福祉課・環境保全課で補助対象となる部分は除外 トイレ改修は、床や壁などの工事を含むもの
4	畳の取替(表替え含む)	○	
5	建具、サッシ等の取替	○	
6	バルコニー・サンルームの改修・新設・取替	○	
7	住宅部分の増築、間取りの変更	○	
8	シロアリ、ネズミ等の駆除	×	リフォーム工事ではないため対象外
9	シロアリ、ネズミ等の駆除後の補修・取替	○	
10	電化製品のみ取替(エアコン、テレビ等)	×	購入が主であるため対象外
11	室内カーテンの取替	△	カーテンのみの取替は対象外 レールの新設を含むものは対象
12	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
13	車庫、造園、フェンスなどの外構工事	×	住宅ではないので対象外
14	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
15	バリアフリー改修	△	高齢福祉課・健康福祉課で補助対象となる部分は除外
16	耐震改修を伴うリフォーム	△	都市整備課で補助対象となる部分は除外
17	太陽光発電システムの設置・増設	△	環境保全課で補助対象となる部分は除外

※ 上記は主な工事の一覧です。詳しい内容については、お問い合わせください。

### 問い合わせ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094-1  
電話:0250-43-3911 (内線279)